

令03原機(も)311

令和3年11月30日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ  
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

## 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定に係る変更の内容及び変更の理由は、次のとおりである。なお、変更の内容等の詳細は、別添一 1 の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表の改正後欄に示す。

## 1. 変更の内容

(1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴い、次のとおり変更する。

## 1) 第3章 保安管理体制に関する変更

- ①本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため、第4条（保安に関する組織）の別図4について、組織改正を反映した図に変更する。
- ②「安全・核セキュリティ統括本部長」の職務を新設するため、第5条（職務）に係る記載を追加する。
- ③「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため、第5条（職務）に係る記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ④第7条（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等）の委員長について、「安全担当理事」から「安全・核セキュリティ統括本部長」に変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ⑤その他、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び敦賀廃止措置実証部門長に記載していた「管理責任者」としての職務を一元化し、記載の適正化を行う。

## 2) 上記1) の変更に伴う第2章品質マネジメントシステム第3条（品質マネジメントシステム）に関する変更

- ①本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため、「5.5.2 管理責任者」の記載を変更する。
- ②人的資源を含む資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため、「6.1 資源の確保」及び「6.2.1 一般」の記載を変更する。
- ③不適合管理、是正処置及び未然防止処置について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するとともに、記載の適正化を行う。
- ④文書化に関する要求事項 4.2.1(3)に定める文書の所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更するとともに、承認者に

ついて「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため、別表3-1の記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。

⑤品質マネジメントシステム体系図について、「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更するため、別図3-2の記載を変更するとともに、記載の適正化を行う。

⑥その他の「安全・核セキュリティ統括部長」の記載は「安全管理部長」に変更する。

## 2. 変更理由

### (1) 安全・核セキュリティ統括部の組織改正に伴う変更

以下の理由により、安全・核セキュリティ統括部の組織改正を行うため、保安規定を変更する。

- 1) 機構における安全、核セキュリティ、保障措置の業務については、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきたが、機構全体の安全管理及び核セキュリティ管理の機能を向上させ、機構横断的なガバナンスの強化を図るため、安全・核セキュリティ統括部に代わり、機構経営の直轄機能を有する「安全・核セキュリティ統括本部」を新たに設置するとともに、その傘下に「安全管理部」及び「核セキュリティ管理部」の2部を置く体制とする。
- 2) 安全・核セキュリティ統括本部長を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」とすることにより、理事長を補佐して原子炉施設等の安全管理について機構横断的な活動を統理するとともに、原子炉施設等の安全管理に係る理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講じることができる体制を構築し、安全管理に関するガバナンス強化を図る。また、同統括本部長は、その職務を誠実に遂行することを明確にする。
- 3) 安全・核セキュリティ統括本部担当理事を「本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者」とすることにより、品質保証活動に関する内部統制の強化を図る。
- 4) これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた業務のうち、安全管理に係る業務については安全管理部、核セキュリティ・保障措置に係る業務については核セキュリティ管理部が実施する体制とし、従来の業務をもれなく両部に移管するとともに、両部長が専属でそれぞれの業務を管理することにより、機能強化を図る。
- 5) 安全管理部においては、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務等を行う。
- 6) 核セキュリティ管理部においては、核セキュリティ及び保障措置の各活動に関して、これまで安全・核セキュリティ統括部が所掌してきた機構内の核セキュリティ管理に係る業務の総合調整、指導及び支援業務、機構全体に対するアセスメント（内部監査に相当）並びに各種委員会の事務局に関する業務を行う。ただし、核セキュリティ管理部は、原子炉施設の保安に関与しないため、保安規定上の保安活動組織に含めない。

### 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ

原子炉施設保安規定 改正前後比較表

(改正箇所のみ記載)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和3年5月17日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>高速増殖原型炉もんじゅ</p> <p>原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和 年 月 日</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ</p>	<p>・日付の修正</p>

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 定義                      本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。                      (1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長をいう。                      (2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。                      (3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。                      (4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。                      (5) 「所長」とは、もんじゅ所長をいう。                      (6) 「試験」とは、設備等が所定の機能を有しているかを確認する行為をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 (省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 ～4.2.2 (省略)</p> <p>4.2.3 文書管理                      (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメント文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。                      a) 文書の組織外への流出等の防止                      b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持                      (2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する文書を定め、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。                      a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。                      b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。                      c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。                      d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。                      e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。                      f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。                      g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。                      h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。                      i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第3条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 定義                      本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びに JIS Q 9000：2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。                      (1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>及び<u>契約部長</u>をいう。                      (2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。                      (3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。                      (4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。                      (5) 「所長」とは、もんじゅ所長をいう。                      (6) 「試験」とは、設備等が所定の機能を有しているかを確認する行為をいう。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 (省略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 ～4.2.2 (省略)</p> <p>4.2.3 文書管理                      (1) 保安に係る各組織は、品質マネジメント文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。                      a) 文書の組織外への流出等の防止                      b) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持                      (2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する文書を定め、<u>安全管理部長</u>は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。                      a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。                      b) 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。                      c) 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。                      d) 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。                      e) 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。                      f) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。                      g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。                      h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。                      i) 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p>	<p>・本部組織の「安全・核セキュリティ統括部」を「安全・核セキュリティ統括本部」及びその下部組織の「安全管理部」として組織改正するため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 ～5.3 (省略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1 (4) b) 参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1 (4) 参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 (省略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (省略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 ～5.5.4 (省略)</p> <p>5.6 (省略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p>	<p>(1) 保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 部門長は「文書及び記録管理基本要領」を定め、これに基づき実証本部長及び所長は文書及び記録の管理に関する要領を定め、<u>安全管理部長</u>は本部の「文書及び記録管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>a) 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</p> <p>b) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 ～5.3 (省略)</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 理事長は、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長に、毎年度、品質目標（業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1 (4) b) 参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1 (4) 参照）が作成されることを確実にする。</p> <p>a) 実施事項</p> <p>b) 必要な資源</p> <p>c) 責任者</p> <p>d) 実施事項の完了時期</p> <p>e) 結果の評価方法</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</p> <p>5.4.2 (省略)</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 (省略)</p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職を、本部（監査プロセスを除く。）においては<u>安全・核セキュリティ統括本部担当理事</u>を、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおいては敦賀廃止措置実証部門担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 ～5.5.4 (省略)</p> <p>5.6 (省略)</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、<u>安全管理部長</u>、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長及び所の部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p> <p>(1) 人的資源（要員の力量）</p> <p>(2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</p> <p>(3) 作業環境</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p> <p>・本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者について、「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更するため</p> <p>・資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p>



改正前	改正後	備考
<p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部門長は、要員の力量を確保するために、「教育・訓練基本要領」を定め、所長は、所の教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1) 項のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 ～6.4 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 部門長、実証本部長及び所長は、廃止措置管理、施設管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領を別表3-1のとおり策定する。</p> <p>(2) 実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、別表3-1に示す文書に基づき、個別業務に必要な計画（要領、手順書、手引等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 室部長並びに所の部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1) 項から(5) 項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 ～7.6 (省略)</p> <p>8. 評価及び改善</p>	<p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、部門長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>(1) 部門長は、要員の力量を確保するために、「教育・訓練基本要領」を定め、所長は、所の教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>c) 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) <u>安全管理部長</u>は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1) 項のa)からe)に準じた管理を行う。</p> <p>6.3 ～6.4 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 部門長、実証本部長及び所長は、廃止措置管理、施設管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領を別表3-1のとおり策定する。</p> <p>(2) 実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、別表3-1に示す文書に基づき、個別業務に必要な計画（要領、手順書、手引等）を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 室部長並びに所の部長及び課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>a) 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) 業務・原子炉施設のための定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</p> <p>(5) 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、契約部長は、本部において原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1) 項から(5) 項までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>7.2 ～7.6 (省略)</p> <p>8. 評価及び改善</p>	<p>・人的資源の確保について、「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全・核セキュリティ統括本部長」及び「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p>

改正前	改正後	備考
<p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 (省略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び部門長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>部門長</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p>	<p>8.1 一般</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2監視及び測定」から「8.5改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーション(7.2.3参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</p> <p>8.2.2 (省略)</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長並びに所の部長及び課長は、プロセスの監視及び測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 (省略)</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅ</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p> <p>・同上</p> <p>・記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p>

改正前	改正後	備考
<p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p>
<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1参照）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力（7.4参照）</p>	<p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p> <p>a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見（8.2.1参照）</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3及び8.2.4参照)</p> <p>d) 供給者の能力（7.4参照）</p>	<p>・同上</p>
<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>理事長、管理責任者、<u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</p>	<p>・同上</p>
<p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び部門長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>部門長</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場</p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅ</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <p>a) 不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</p> <p>b) 不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</p> <p>c) 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</p> <p>d) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>e) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <p>a) 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</p> <p>(6) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行</p>	<p>・同上</p> <p>・記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・同上</p>

改正前	改正後	備考
<p>合、適切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>部門長</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全管理部長</u>及び部門長は、他の原子炉施設から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、<u>敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅ</u>は「不適合管理基本要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) <u>安全管理部長</u>、統括監査の職、契約部長、実証本部長、室部長、所長並びに所の部長及び課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>a) 起こり得る不適合及びその原因についての調査 b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 d) とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p>	<p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p> <p>・記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更するため</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。</p> <p>3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部（以下「各部」という。）に次長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、<u>監査プロセスの管理責任者として第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部（監査プロセスを除く。）における第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(5) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理するとともに、<u>管理責任者として敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける第3条5.5.2に定める業務を行う。</u></p> <p>(7) 敦賀廃止措置実証本部長は、<u>第8号から第10号までの業務を統括する。</u></p> <p>(8) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(10) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(11) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(12) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p> <p>(13) 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）は、職務の遂行に当たって、各室部課員（廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をいう。以下同じ。）を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(14) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織及び職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 廃止措置推進室及び安全・品質保証室に室長代理を、事業管理部に次長を置くことができる。</p> <p>3 もんじゅに副所長を、廃止措置部及び安全・品質保証部（以下「各部」という。）に次長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第5条 本部及び敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括する。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) <u>管理責任者は、第3条5.5.2 管理責任者に定める業務を行う。</u></p> <p>(5) <u>安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(6) <u>安全管理部長は、もんじゅの原子炉施設における品質保証活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務並びに本部の品質保証活動に係る業務を行う。</u></p> <p>(7) 契約部長は、本部における原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(8) 敦賀廃止措置実証部門長は、敦賀廃止措置実証部門担当理事とし、理事長を補佐し、敦賀廃止措置実証本部における原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務並びに第2項第1号の業務を統理する。</p> <p>(9) 敦賀廃止措置実証本部長は、<u>第10号から第12号までの業務を統括する。</u></p> <p>(10) 廃止措置推進室長は、もんじゅの原子炉施設における廃止措置に係る全体的な計画及び管理に関する業務、ナトリウム処理・処分を含む基本的な技術検討及び技術開発並びに技術調整に関する業務を行う。</p> <p>(11) 安全・品質保証室長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する品質保証活動、関係法令、規定の遵守及び安全文化の醸成活動並びにもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する安全確保対策に関する活動及び施設保安管理に関する活動を推進し、統括する。また、平常時の環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(12) 事業管理部長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</p> <p>(13) 調達課長は、敦賀廃止措置実証本部及びもんじゅにおける原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(14) 室長代理は室長を、次長は部長を補佐するとともに、室長又は部長が定める範囲で室長又は部長の代理業務を行う。</p> <p>(15) 各室部課長（廃止措置推進室長、安全・品質保証室長、事業管理部長及び調達課長をいう。以下同じ。）は、職務の遂行に当たって、各室部課員（廃止措置推進室員、安全・品質保証室員、事業管理部員及び調達課員をいう。以下同じ。）を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行い、各室部課員は各室部課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(16) 敦賀廃止措置実証本部長又は各室部課長が不在の場合は、その職務は代理職位が代行することができる。</p> <p>2 もんじゅにおける原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p>	<p>・管理責任者の職務を第4号に記載するため</p> <p>・関係する職位に記載していた管理責任者の職務を一元化し、記載の適正化を行うため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を新設するため</p> <p>・「安全・核セキュリティ統括部長」の職務を「安全管理部長」の職務に変更及び管理責任者の職務を第4号に記載するとともに、記載の適正化を行うため</p> <p>・号番号の繰下げのため（以下同じ）</p> <p>・管理責任者の職務を第4号に記載するため</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備考
<p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第13号までの業務を統括する。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、第14号から第16号までの業務を統括する。</p> <p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p> <p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ（廃止措置計画課長の所管業務を除く。）、保守の計画及び管理（安全管理課長の所管業務を除く。）、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(11) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理（燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(16) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 第6号から第12号及び第14号から第17号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(19) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(20) 所長、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>(1) 所長は、原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動の業務を統括する。</p> <p>(2) 副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) 廃止措置部長は、第6号から第13号までの業務を統括する。</p> <p>(4) 安全・品質保証部長は、第14号から第16号までの業務を統括する。</p> <p>(5) 次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</p> <p>(6) 計画管理課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について取りまとめ（廃止措置計画課長の所管業務を除く。）、保守の計画及び管理（安全管理課長の所管業務を除く。）、保全計画の管理、保安教育に関する業務を行う。</p> <p>(7) 廃止措置計画課長は、原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(8) 機械保全課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 電気保全課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(10) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(11) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 施設管理課長は、原子炉施設の運用管理、放射性廃棄物管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直長は、施設管理課長の下で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(14) 品質保証課長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の推進に関する業務を行う。また、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理、化学管理、炉心管理及び燃料管理（燃料環境課長及び施設保安課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(16) 施設保安課長は、燃料の輸送、危機管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 第6号から第12号及び第14号から第17号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、それぞれ各号に定める職務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>(19) 各課長は、業務の遂行に当たって、課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(20) 所長、各部長（廃止措置部長及び安全・品質保証部長をいう。以下同じ。）及び各課長が不在の場合、その職務はそれぞれの代理職位が代理して行うことができる。</p>	
<p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p>	<p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び安全・品質保証推進会議</p>	
<p>第6条 （削除）</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第7条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転及び廃止措置に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>② 廃止措置計画の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研究開発段階炉規則」という。）第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、<u>安全担当理事</u>を委員長とし、理事長が<u>指名</u>した委員をもって構成する。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は審議結果を尊重する。</p> <p>* 1：原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画をいう。以下同じ。</p>	<p>第6条 （削除）</p> <p>（中央安全審査・品質保証委員会の審議事項、構成等）</p> <p>第7条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転及び廃止措置に伴う安全に関する基本事項</p> <p>① 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p>② 廃止措置計画の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研究開発段階炉規則」という。）第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、<u>安全・核セキュリティ統括本部長</u>を委員長とし、理事長が<u>任命</u>した委員をもって構成する。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は審議結果を尊重する。</p> <p>* 1：原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画をいう。以下同じ。</p>	<p>・中央安全審査・品質保証委員会の委員長について、「安全担当理事」から「安全・核セキュリティ統括本部長」に変更するとともに、記載の適正化を行うため</p>

改正前							改正後							備考
別表3-1 文書化に関する要求事項4.2.1(3)に定める文書							別表3-1 文書化に関する要求事項4.2.1(3)に定める文書							
本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項	本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項	
4.1	関係法令 遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条	4.1	関係法令 遵守	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条	
		もんじゅ関係法令遵守活動管理要領	もんじゅ	所長	MQAP411				もんじゅ	所長	MQAP411			
	安全文化 醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541		4.1	安全文化 醸成	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541		
		もんじゅ安全文化醸成活動要領	もんじゅ	所長	MQAP412				もんじゅ	所長	MQAP412			
	重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-410		4.1	重要度分類	品質に係る重要度の管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-410		
		品質に係る重要度の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP410				もんじゅ	所長	MQAP410			
保安活動 指標	保安活動指標（P I）設定評価基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-413	4.1	保安活動 指標	保安活動指標（P I）設定評価基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-413				
4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第3条	4.2.3(2)	文書管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420		
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01				安全管理部	安全管理部長	QS-A01			
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420				敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420			
		もんじゅ文書管理要領	もんじゅ	所長	MQAP423				もんじゅ	所長	MQAP423			
4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420	第3条、第118条	4.2.4(2)	記録の管理	文書及び記録管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-420		
		文書及び記録管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A01				安全管理部	安全管理部長	QS-A01			
		文書及び記録管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420				敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A420			
		もんじゅ品質記録管理要領	もんじゅ	所長	MQAP424				もんじゅ	所長	MQAP424			
5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条	5.4	品質目標	品質マネジメントシステムに係るレビュー等運営基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-541	第3条	

・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更及び承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため

・同上

改正前							改正後							備考
本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	
5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条、第7条、第7条の2、第8条	5.5.4	内部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条、第7条の2、第8条	・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更及び承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため
		中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A04				安全管理部	安全管理部長	QS-A04			
		敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議運営要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554				敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A554			
		もんじゅコミュニケーション要領	もんじゅ	所長	MQAP550				もんじゅ	所長	MQAP550			
5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全・核セキュリティ統括部	理事長	QS-P02	第3条	5.6.1(1)	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	安全管理部	理事長	QS-P02	第3条	・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更するため
6.2.2	力量、教育、訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620	第3条、第116条、第117条	6.2.2	力量、教育、訓練及び認識	教育・訓練基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-620	第3条、第116条、第117条	・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更及び承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため
		教育訓練管理要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A07				安全管理部	安全管理部長	QS-A07			
		教育・訓練要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620				敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A620			
		もんじゅ教育訓練要領	もんじゅ	所長	MQAP622				もんじゅ	所長	MQAP622			
		原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03				統括監査の職	理事長	QS-P03			
6.4	作業環境	作業環境管理要領	もんじゅ	所長	MQAP640	第3条	6.4	作業環境	作業環境管理要領	もんじゅ	所長	MQAP640	第3条	
6.3 6.4 7.1 7.5	廃止措置管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711	第13条から第67条	6.3 6.4 7.1 7.5	廃止措置管理	運転(運用)管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-711	第13条から第67条	
		運転管理要領	もんじゅ	所長	MQAP711				もんじゅ	所長	MQAP711			
		廃止措置管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710				敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-710			
		もんじゅ廃止措置管理要領	もんじゅ	所長	MQAP710				もんじゅ	所長	MQAP710			
	燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712	第67条の6から第74条		燃料管理	燃料管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-712	第67条の6から第74条	
		燃料管理要領	もんじゅ	所長	MQAP712				もんじゅ	所長	MQAP712			
	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713	第74条の2から第80条		放射性廃棄物管理	放射性廃棄物管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-713	第74条の2から第80条	
		放射性廃棄物管理要領	もんじゅ	所長	MQAP713				もんじゅ	所長	MQAP713			
	放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714	第80条の2から第101条		放射線管理	放射線管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-714	第80条の2から第101条	
		放射線管理要領	もんじゅ	所長	MQAP714				もんじゅ	所長	MQAP714			



改正前							改正後							備考
本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	本品質保証計画関連条項	項目	文書名	所管部門	承認者	文書番号	本規定関連条項	
6.3 6.4 7.1 7.5	施設管理	施設管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715	第103条、第103条の2、第103条の3	6.3 6.4 7.1 7.5	施設管理	施設管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-715	第103条、第103条の2、第103条の3	・所管部門について「安全・核セキュリティ統括部」から「安全管理部」に変更及び承認者について「安全・核セキュリティ統括部長」から「安全管理部長」に変更するため
		施設管理要領	もんじゅ	所長	MQAP715									
	非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716	第24条、第24条の2、第104条から第115条、第119条	7.1 7.5	非常時の措置	非常時の措置基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-716	第24条、第24条の2、第104条から第115条、第119条	
		災害対策管理要領	もんじゅ	所長	MQAP716									
7.2.3 8.2.1	外部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条	7.2.3 8.2.1	外部コミュニケーション	コミュニケーション基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-550	第3条	
		もんじゅコミュニケーション要領	もんじゅ	所長	MQAP550									
7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730	第3条	7.3	設計・開発	設計・開発基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-730	第3条	
		もんじゅ設計管理要領	もんじゅ	所長	MQAP730									
7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740	第3条	7.4	調達	調達管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-740	第3条	
		調達先の評価・選定管理要領	契約部	契約部長	QS-G01									
		もんじゅ調達管理要領	もんじゅ	所長	MQAP740									
7.6	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第3条	7.6	監視機器及び測定機器の管理	監視機器及び測定機器管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-760	第3条	
		監視・測定機器管理要領	もんじゅ	所長	MQAP760									
8.2.2(2)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条	8.2.2(2)	内部監査	原子力安全監査実施要領	統括監査の職	理事長	QS-P03	第3条	
8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第3条	8.3 8.5.2 8.5.3	不適合管理 是正処置 未然防止処置	不適合管理基本要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証部門長	TQS-830	第3条	
		不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全・核セキュリティ統括部	安全・核セキュリティ統括部長	QS-A03									
		不適合管理要領	敦賀廃止措置実証本部	敦賀廃止措置実証本部長	HQMS-A830									
		もんじゅ不適合管理要領	もんじゅ	所長	MQAP830									

改正前							改正後							備考
本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項	本品質保証計画 関連条項	項目	文書名	所管 部門	承認者	文書 番号	本規定 関連条項	・記載の適正化を行 うため
8.2.4	検査及び試 験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	<u>敦賀廃止措置 実証本部長</u>	TQS-824	第3条	8.2.4	検査及び試 験	検査及び試験基本要領	敦賀廃止措置実 証本部	<u>敦賀廃止措置 実証部門長</u>	TQS-824	第3条	
		検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824				検査及び試験の管理要領	もんじゅ	所長	MQAP824		

改正前	改正後	備考
<p>別図3-2 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>この図は、もんじゅ各部署の品質マネジメントシステムをPlan-Do-Check-Actのサイクルで示しています。Plan段階では、国民からの原子力安全に関する要求事項（4.2）を踏まえ、経営者（5.1）が原子力安全の重視（5.2）と品質方針（5.3）を定め、計画（5.4）と責任（5.5）を明確にします。Do段階では、計画に基づき業務（7.1）を実施し、監視（7.6）を行います。Check段階では、内部監査（8.2.2）とプロセスの監視（8.2.3）を行い、不適合の重要度（8.3）を評価し、報告（8.5.2）します。Act段階では、データを分析（8.4）し、改善（8.5.1）を行います。</p>	<p>別図3-2 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>この図は、もんじゅ各部署の品質マネジメントシステムをPlan-Do-Check-Actのサイクルで示しています。Plan段階では、国民からの原子力安全に関する要求事項（4.2）を踏まえ、経営者（5.1）が原子力安全の重視（5.2）と品質方針（5.3）を定め、計画（5.4）と責任（5.5）を明確にします。Do段階では、計画に基づき業務（7.1）を実施し、監視（7.6）を行います。Check段階では、内部監査（8.2.2）とプロセスの監視（8.2.3）を行い、不適合の重要度（8.3）を評価し、報告（8.5.2）します。Act段階では、データを分析（8.4）し、改善（8.5.1）を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化を行うため</li> <li>・記載の適正化を行うため</li> <li>・「安全・核セキュリティ統括部」の職務を「安全管理部」の職務に変更するとともに、記載の適正化を行うため</li> <li>・記載の適正化を行うため</li> </ul>

改正前	改正後	備考
		<p>・組織改正を反映した図に変更するため</p>
<p>別図4 保安管理組織</p>	<p>別図4 保安管理組織</p>	

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
制定	・ブランケット燃料の取扱い（運搬、貯蔵等）に伴い制定	平成3年4月11日 3動燃（安）001	平成3年5月13日 3安（原規）第192号	平成3年5月13日
第1次改正	・新燃料（ブランケット及び炉心燃料）の取扱いに伴い変更 ・その他（管理区域の変更、立入制限措置の追加、放射線計測器類の追加）	平成3年10月16日 3動燃（安）021	平成3年11月1日 3安（原規）第473号	（初装荷用炉心燃料の搬入の日から施行予定であったが、燃料搬入の遅れにより、未施行）
第2次改正	・組織改正に伴い変更（総務課長、労務課長から管理課長） ・運転管理専門官の常駐に伴い主任技術者からの報告を追加等	平成4年3月16日 3動燃（安）041	平成4年3月30日 4安（原規）第79号	平成4年4月1日
第3次改正	・組織改正に伴い変更（環境放射能等の測定業務を環境安全課長に移管） ・安全委員会の名称変更等	平成5年3月31日 4動燃（安）035	平成5年4月20日 5安（原規）第66号	平成5年4月20日
第4次改正	・初装荷用炉心燃料の装荷、原子炉運転に伴い変更（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、保守管理及び非常時の措置に関する規定の追加）	平成5年9月17日 5動燃（安）019	平成5年9月30日 5安（原規）第272号	平成5年10月13日
第5次改正	・異常発生時における通報連絡を追加	平成9年6月30日 9動燃（安）021	平成9年7月11日 9安（原規）第146号	平成9年7月11日
第6次改正	・事業団法改正に基づく法人名称、組織改正に伴う関連条文及び安全総点検に伴う関連条文の変更	平成10年9月16日 10動燃（安）027	平成10年9月29日 10安（原規）第217号	平成10年10月1日
第7次改正	・保安教育の実施方針、請負会社従業員の教育を規定 ・保安検査制度導入に伴い、保安確保のための担保事項を明確化するとともに、曖昧な表現を具体化、明確化 ・運転制限、運転制限逸脱時の対応時間及び措置を規定 ・品質保証活動について規定	平成12年9月29日 12サイクル機構（安）023 平成12年12月21日 12サイクル機構（安）052 で一部補正	平成12年12月28日 12安（原規）第174号	平成12年12月28日
第8次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成13年1月6日付けで施行されたことによる見直し ・誤記等の訂正 ・原子炉等規制法の改正（ICRP Pub. 60の取入れ）に伴う見直し	平成13年3月5日 12サイクル機構（安）059 平成13年3月26日 12サイクル機構（安）067 で一部補正	平成13年3月30日 平成13・03・05原第11号	平成13年4月1日
第9次改正	・雇用形態「開発協力員」の導入に伴う見直し ・改革推進グループの廃止に伴う組織改正による見直し ・崩壊熱及び他の残留熱の除去に関する系統の適用除外事項の追加 ・ICRP Pub90の取り入れに伴う固体廃棄物貯蔵庫の保管管理方法の見直し ・建設段階における使用前検査対象機器の復旧状態確認の規定の追加 ・その他、記載の明確化等による見直し	平成15年1月14日 14サイクル機構（安）040	平成15年1月24日 平成15・01・14原第11号	平成15年2月1日
第10次改正	・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則が、平成15年10月1日付けで施行されたことによる見直し ・記載の適正化、具体化、明確化による見直し	平成15年12月24日 15サイクル機構（安）032 平成16年5月25日 16サイクル機構（安）012 で一部補正	平成16年6月7日 平成15・12・24原第28号	平成16年6月8日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 11 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人日本原子力研究開発機構設立に伴う変更</li> <li>・保安検査等における検討結果に基づく変更</li> <li>・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの変更</li> </ul>	平成 17 年 9 月 14 日 17 サイクル機構 (安) 029	平成 17 年 9 月 26 日 平成 17・09・14 原第 8 号	平成 17 年 10 月 1 日
第 12 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント確認試験開始に伴う見直し</li> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の、平成 17 年 11 月 22 日付け及び平成 19 年 6 月 15 日付け改正に伴う見直し</li> <li>・JEAC4203「原子炉格納容器の漏えい率試験規程」の改正に伴う見直し</li> <li>・誤記・脱字・記載漏れの訂正、表現の統一の観点からの見直し</li> </ul>	平成 19 年 8 月 3 日 19 原機 (も) 210	平成 19 年 8 月 30 日 平成 19・08・03 原第 26 号	平成 19 年 8 月 31 日
第 13 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 19 年 8 月 9 日公布) に伴う見直し</li> <li>・実用発電用原子炉施設保安規定の審査について (内規) の追加に準ずる見直し</li> <li>・モニタリングポストの点検頻度の見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 19 年 9 月 28 日 19 原機 (も) 315 平成 19 年 11 月 30 日 19 原機 (も) 461 で一部補正  平成 19 年 11 月 30 日 19 原機 (も) 462	平成 19 年 12 月 13 日 平成 19・09・28 原第 10 号	平成 19 年 12 月 14 日
第 14 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント確認試験実施に伴う原子炉の状態の定義の見直し及び照射された燃料の健全性確認の規定の追加</li> <li>・品質保証体制の見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 20 年 2 月 22 日 19 原機 (も) 650	平成 20 年 6 月 6 日 平成 20・02・22 原第 8 号	平成 20 年 6 月 7 日
第 15 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 20 年 6 月 20 日公布) に伴う見直し</li> <li>・反応度測定検査における制限項目の追加</li> <li>・制御棒が 1 本スタックとなった場合の要求される措置の見直し</li> <li>・試験使用期間中の特例を規定</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 20 年 7 月 11 日 20 原機 (も) 223	平成 20 年 8 月 22 日 平成 20・07・11 原第 30 号	平成 20 年 8 月 25 日
第 16 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的総括調整機能並びに品質保証及び危機管理機能の強化に関する見直し</li> <li>・施設定期検査時に実施する検査及び機能の確認等に代わる建設段階での確認方法を規定</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 20 年 9 月 18 日 20 原機 (も) 421	平成 20 年 10 月 1 日 平成 20・09・18 原第 23 号	平成 20 年 10 月 1 日
第 17 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査制度の改正に伴う「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を受け、供用期間中の保守管理及び建設段階における保守管理について、保全活動の充実を図る。</li> </ul>	平成 20 年 10 月 31 日 20 原機 (も) 481 平成 20 年 11 月 28 日 20 原機 (も) 545 で一部補正	平成 20 年 12 月 12 日 平成 20・10・31 原第 36 号	平成 21 年 1 月 1 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 18 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もんじゅにおけるマネージメントの強化に関する見直し</li> <li>・副所長、次長の明確化</li> <li>・保安管理専門委員会の設置</li> <li>・不適合管理要領の統合及び品質保証計画関連条項の呼出しの整合化</li> <li>・敦賀本部の関与の強化に関する見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 21 年 1 月 9 日 20 原機 (も) 637 平成 21 年 2 月 24 日 20 原機 (も) 715 で一部補正	平成 21 年 2 月 26 日 平成 21・01・09 原第 32 号	平成 21 年 2 月 27 日
第 19 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転条件の設定時期、制御棒操作手順書の作成時期及び反応度測定検査の確認時期の明確化</li> <li>・熱的制限値の最高線出力密度を燃料最高温度に変更</li> <li>・原子炉起動前に確認する事項の見直し</li> <li>・ナトリウムの漏えい監視に係る運転上の制限の見直し</li> <li>・新燃料、照射済燃料、使用済燃料等の定義の明確化</li> <li>・「燃料の取替等」を「炉心構成要素等の取替等」に変更</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 21 年 7 月 24 日 21 原機 (も) 194 平成 21 年 9 月 8 日 21 原機 (も) 304 で一部補正	平成 21 年 9 月 11 日 平成 21・07・24 原第 9 号	平成 21 年 9 月 18 日
第 20 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉起動前、停止後の措置の性能試験期間中の扱いの明確化</li> <li>・試験使用期間中の特例の手続きの見直し</li> <li>・崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る系統の適用除外の手続きの見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 21 年 10 月 30 日 21 原機 (も) 396	平成 22 年 1 月 29 日 平成 21・10・30 原第 24 号	平成 22 年 2 月 1 日
第 21 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JEAC4111 改定等に伴う品質保証の見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 22 年 7 月 16 日 22 原機 (も) 188 平成 22 年 10 月 25 日 22 原機 (も) 493 で一部補正	平成 22 年 11 月 5 日 平成 22・07・21 原第 34 号	平成 22 年 11 月 8 日
第 22 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 23 年 3 月 30 日公布) に伴う見直し</li> <li>・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則のうち、運転上の制限の解釈の見直しに準ずる見直し</li> </ul>	平成 23 年 4 月 6 日 23 原機 (も) 007 平成 23 年 4 月 22 日 23 原機 (も) 049 で一部補正	平成 23 年 5 月 6 日 平成 23・04・06 原第 19 号	平成 23 年 5 月 7 日
第 23 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理業務の一元化及び品質保証業務への特化に伴う見直し</li> <li>・記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 23 年 6 月 17 日 23 原機 (も) 163 平成 23 年 9 月 7 日 23 原機 (も) 310 で一部補正	平成 23 年 9 月 27 日 平成 23・06・17 原第 11 号	平成 23 年 10 月 1 日
第 24 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力安全・保安院指示に基づき、事故由来放射性物質の降下物の影響確認を追加</li> <li>・原子力規制委員会設置法施行に伴う見直し</li> </ul>	平成 24 年 11 月 19 日 24 原機 (も) 456 平成 25 年 3 月 12 日 24 原機 (も) 710 で一部補正	平成 25 年 3 月 29 日 原管 P 収第 121119001 号	平成 25 年 4 月 8 日

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 25 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</li> <li>敦賀本部を除く機構の組織改編に伴う見直し</li> <li>モニタリングカーの更新に伴う見直し</li> <li>記載の適正化、表記の統一の観点から記載内容の見直し</li> </ul>	平成 25 年 10 月 3 日 25 原機 (も) 351 平成 26 年 3 月 19 日 25 原機 (も) 730 で一部補正 平成 26 年 3 月 28 日 25 原機 (も) 749 で一部補正	平成 26 年 4 月 11 日 原規規発第 1404112 号	平成 26 年 4 月 16 日
第 26 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織変更に伴う、第 4 条 (保安に関する組織)、第 5 条 (職務) 及びその他組織の変更に伴う関連条文の変更</li> <li>電源機能等喪失時の体制の整備の所管課長の追加に伴う、第 24 条の 2 (電源機能等喪失時の体制の整備) の変更</li> <li>その他、表現の適正化に係る見直し</li> </ul>	平成 26 年 8 月 4 日 26 原機 (も) 195	平成 26 年 9 月 24 日 原規規発第 1409241 号	平成 26 年 10 月 1 日
第 27 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正 (平成 27 年 8 月 31 日公布) に伴う、第 89 条 (線量の評価)、第 106 条の 2 (緊急作業従事者の選定)、第 109 条 (非常時対処訓練) 及び第 113 条の 2 (緊急作業従事者の線量管理等) の変更</li> <li>法人名称の変更に伴う見直し</li> </ul>	平成 28 年 2 月 26 日 27 原機 (も) 568 平成 28 年 3 月 11 日 27 原機 (も) 598 で一部補正	平成 28 年 3 月 31 日 原規規発第 16033129 号	平成 28 年 4 月 1 日
第 28 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織改編に伴う変更</li> <li>「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」に基づく変更</li> <li>その他、表現の適正化に係る見直し</li> </ul>	平成 30 年 2 月 9 日 29 原機 (も) 423 平成 30 年 3 月 9 日 29 原機 (も) 471 で一部補正 平成 30 年 3 月 19 日 29 原機 (も) 489 で一部補正	平成 30 年 3 月 28 日 原規規発第 1803269 号	平成 30 年 4 月 1 日
第 29 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設の機器レベルでの明確化に伴う変更</li> <li>設備・機器の保守管理に係る条文の承認プロセス及び責任者の明確化</li> <li>資機材、標識等の点検及び下部規定との関係に係る変更</li> <li>事業者自主検査の実施体制の明確化に係る変更</li> <li>その他、表現の適正化に係る見直し</li> </ul>	平成 30 年 6 月 28 日 30 原機 (も) 133 平成 30 年 8 月 8 日 30 原機 (も) 151 で一部補正	平成 30 年 9 月 13 日 原規規発第 1809133 号	平成 30 年 9 月 25 日
第 30 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料取出し操作訓練のために必要となる中性子しゃへい体を追記【第 13 条、第 67 条の 6】</li> <li>今後、缶詰処理を行わないため、缶詰処理に関する記載を削除【第 71 条の 2】</li> <li>缶詰缶に収納しないブランケット燃料集合体を予備ラックに収納できるように燃料池の配置図を変更【別図 71 の 2-1】</li> </ul>	令和元年 5 月 31 日 令 01 原機 (も) 041	令和元年 7 月 1 日 原規規発第 1907016 号	令和元年 7 月 16 日
第 31 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化【第 103 条の 3】</li> <li>炉心構成要素の性能維持の管理の明確化【第 103 条、第 73 条の 2 (新規)】</li> <li>その他、記載の適正化【第 1 条、別図 3-2、別表 3-2、第 14 条、別表 25-2、別表 103 等】</li> </ul>	令和元年 11 月 13 日 令 01 原機 (も) 215	令和元年 12 月 13 日 原規規発第 1912136 号	令和元年 12 月 23 日



高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定改正履歴

	規定・変更内容	申請	認可	施行
第 32 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料体の地震時に対する構造健全性を確認した模擬燃料体等の装荷位置に、模擬炉心構成要素又は固定吸収体を装荷することを確認する旨の追記【第 71 条】</li> <li>模擬炉心構成要素又は固定吸収体装荷位置を示す図の追加【別図 71-1 (新規)】</li> </ul>	令和元年 7 月 22 日 令 01 原機 (も) 093 令和元年 11 月 13 日 令 01 原機 (も) 214 で一部補正	令和 2 年 5 月 29 日 原規規発第 2005295 号	令和 2 年 6 月 12 日
第 33 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (第 3 条等)</li> <li>「原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第 1912257 号-2 原子力規制委員会決定)」の内容反映に関する追記(第 3 条)</li> <li>廃止措置管理に係る変更 (第 10 条及び第 67 条の 5)</li> <li>管理区域を恒久的に解除とする場合の措置の明確化 (第 81 条)</li> <li>異常発生における退避対象者の明確化 (第 111 条)</li> <li>その他記載の適正化</li> </ul>	令和 2 年 5 月 11 日 令 02 原機 (も) 048 令和 2 年 8 月 31 日 令 02 原機 (も) 198 で一部補正	令和 2 年 11 月 20 日 原規規発第 2011206 号	令和 2 年 12 月 7 日
第 34 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速増殖原型炉もんじゅの保安管理組織の見直しに伴う変更【第 5 条、別図 4】</li> <li>記載の適正化</li> </ul>	令和 3 年 1 月 12 日 令 02 原機 (も) 293	令和 3 年 2 月 3 日 原規規発第 2102037 号	令和 3 年 4 月 1 日
第 35 次 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>もんじゅ施設保全課業務の所管変更【第 107 条】</li> </ul>	令和 3 年 4 月 2 日 令 03 原機 (も) 001	令和 3 年 4 月 21 日 原規規発第 2104213 号	令和 3 年 5 月 17 日